



# 川崎市剣道連盟 規約

川崎市剣道連盟

# 川崎市剣道連盟 規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、川崎市剣道連盟（以下「本連盟」）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を川崎市内に置く。

(組 織)

第3条 本連盟は、川崎市内において、剣道「(居合道・杖道を含む) 以下「剣道」という」を志す個人及び団体をもって組織する。

(目 的)

第4条 本連盟は、剣道の振興を期すると共に会員相互の連携や親睦を図り、会員の充実した剣道活動を支援することを目的とする。

(各区剣道連盟)

第5条 各区に剣道連盟を置き、次の業務を行う。

- (1) 県及び本連盟への年度会員登録料等の事務手続き。
- (2) 剣道2級以下及び格付け審査会。
- (3) 各区剣道連盟の各種行事。
- (4) 各種大会・審査会・講習会等における事務手続き。

## 第2章 事 業

(事 業)

第6条 本連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種大会に関すること。
- (2) 段級審査会に関すること。
- (3) 普及指導及び合同稽古・調査研究に関すること。
- (4) 講習会に関すること。
- (5) 審判員・審査員・係員の依頼に関すること。
- (6) 本連盟行事における施設、用具等の準備に関すること。
- (7) 功労者等の表彰及び上申に関すること。
- (8) 各種市外大会等の選手・審判員・係員派遣に関すること。
- (9) 会員の表彰及び慶弔見舞等に関すること。
- (10) その他連盟運営の目的達成のため必要な事項に関すること。

### 第3章 会員及び入会・退会

(会 員)

第7条 本連盟の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

別表に定める年度会員登録料を納めた者とし、公益財団法人全日本剣道連盟、一般社団法人神奈川県剣道連盟（以下「(一社)神剣連」という）及び本連盟が主催または主管する大会・審査会・講習会・合同稽古会等に参加することができる。

(個人会員)

本連盟団体会員に属していないこと。

正会員の1名以上の推薦を受けること。

所定の用紙にて各区剣道連盟を通して会長宛に申請すること。

(2) 準会員

本連盟以外の正会員登録者に限り、別表に定める年度会員登録料を納めた者については、本連盟が主催または主管する大会・講習会に参加することができる。

(3) 名誉会員

本連盟において推薦を受け、幹部会で承認した者。

(4) 協賛会員

本連盟に対し篤志をもって連盟事業に協力・後援する個人または団体で、幹部会の承認を得た者。

2 退会

住所や勤務先の移動・変更等やむを得ない事情で退会する場合は、事前に各区事務局に申し出て、手続きをとらなければならない。

(懲戒処分)

第8条 本規約に違反し、本連盟や各団体に対して名誉を著しく毀損する行為をした者は、幹部会及び常任理事会において、(一社)神剣連の「懲戒に関する規則」に準じて処分を決定することができる。

### 第4章 役員・幹部

(役 員)

第9条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会 長 ..... 1 名
- (2) 副 会 長 ..... 若干名
- (3) 理 事 長 ..... 1 名
- (4) 副理事長 ..... 若干名
- (5) 常任理事 ..... 20名以内
- (6) 理 事 ..... 21名以内
- (7) 監 事 ..... 2 名

(役員を選任)

第10条 会長・副会長・理事長は、常任理事会において選任し、役員総会において決定する。

2 副理事長・監事は、常任理事・理事の中から会長が指名し、任命する。

3 常任理事は、次の者をもって充てる。

(1) 会長が推薦し幹部会が承認した者。

(2) 学校関連の剣道関係者から会長が1名を指名し任命する。

4 理事は、各区剣道連盟から3名以内の推薦とし幹部会にて承認された者。

5 (一社)神剣連役員を選任

(一社)神剣連の定款及び法人規則の定めるところにより、支部会員の中から、支部長(会長)1名・支部代表理事1名・代議員数名を幹部会で諮り会長を選任する。但し(一社)神剣連の定款により会員数の増減に伴い代議員数も増減する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

(3) 理事長は、会長の指示を受け会務を処理する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐する。

(5) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を審議し、かつその実施にあたる。

(6) 理事は、本連盟主催の審査会・大会・その他の運営にあたる。

(7) 監事は、本連盟の事業及び会計の監査にあたる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、その仕事が終わった時においても、後任者が就任するまでの間は引き続きその職務を行うものとする。

3 仕事が終わる前に役員の仕事があったときは、後任者の仕事は前任者の残任期間とする。

(名誉会員等)

第13条 本連盟に名誉会長・顧問・参与・相談役をおくことができる。

2 名誉会長・顧問・参与・相談役は総会に諮り、会長が委嘱する。

3 名誉会長・顧問・参与・相談役は、本連盟の運営に関し必要に応じて会長の諮問に応じ、第14条の会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

### (会 議)

- 第14条 本連盟の会議は、役員総会・常任理事会・幹部会とし、会長が招集する。
- 2 役員総会は、第9条に規定する役員で構成する。
  - 3 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成する。
  - 4 幹部会は、会長・副会長・理事長・副理事長をもって構成する。
  - 5 前2・3・4項については事務局員が書記の任務にあたり、会議において出席者の求めに対し必要に応じて説明することができる。

### (議 事)

- 第15条 会議の議長は会長があたる。
- 2 前14条1項の会議は、役員の過半数の出席をもって成立する。(委任状を含む)
  - 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (役員総会)

- 第16条 役員総会は、本連盟の最高議決機関であって、毎年1回開催する。但し会長が特に必要と認めるとき、または理事の二分の一以上の者から会議に付すべき事項を示して臨時役員総会招集の請求がされたときは、臨時役員総会を開くことができる。

### (役員総会の議決事項)

- 第17条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の改廃に関する事。
  - (2) 年間事業報告及び計画に関する事。
  - (3) 年度会員登録料及び参加料等に関する事。
  - (4) 決算報告及び予算案に関する事。
  - (5) その他会長が重要と認める提案事項に関する事。

### (常任理事会の決議事項)

- 第18条 常任理事会は、本連盟の執行機関であって、次の事項を掌理する。
- (1) 総会に提出する議案に関する事。
  - (2) 総会において議決された事項、その他の会務に関する事。
  - (3) 本連盟規約の施行に関する細則等を設け、または改廃する事。
  - (4) その他緊急を要すると会長が認めるときは、会長に代わってその事項を執行することができる。

### (幹部会の決議事項)

- 第19条 幹部会は必要に応じ会務を実施し、案件について審議する。これらの案件については、必要に応じて常任理事会及び総会で報告する。

## 第6章 事務局・専門部

(事務局)

第20条 本連盟の事務処理をするため事務局を設け、事務局長及び事務局員を置くことができる。

- 2 事務局長及び事務局員は、幹部会で諮り会長がこれを任命する。
- 3 事務局は、次の会務をつかさどる。
  - (1) 庶務・財務・渉外に関すること。
  - (2) 会員登録・本連盟の会議記録・広報に関すること。
  - (3) 各区事務局及び各専門部の事務処理に関すること。
  - (4) その他

(専門部)

第21条 本連盟に次の専門部を設置する。

- 2 それぞれの部に部長・副部长・部員を若干名おく。
  - (1) 企画部 …………… (企画に関すること)
  - (2) 指導部 …………… (講習会・合同稽古・選手選抜・審判依頼に関すること)
  - (3) 審査部 …………… (審査会に関すること)
  - (4) 大会部 …………… (各種大会に関すること)
  - (5) 居合道部 …………… (居合道に関すること)
  - (6) 杖道部 …………… (杖道に関すること)
- 3 各部内人事は、常任理事及び理事の中から幹部会において選出・決定し、会長がこれを指名し任命する。

## 第7章 会 計

(経 費)

第22条 本連盟の運営費は、会員の年度会員登録料・支部交付金・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(年度会員登録料)

第23条 本連盟の年度会員登録料は、別表に定める。

- 2 会員になろうとする者は、年度ごとに第1項に定める年度会員登録料を本連盟に納入しなければならない。
- 3 既納の年度会員登録料は過納を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(会計年度)

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第25条 決算は、会計年度終了後、会計監査を経て年度内役員総会の承認を得なければならない。(会計中間報告を含む)

## 第8章 雑 則

(委 任)

第26条 この規約に定めるものの他、必要な事項は常任理事会に諮り、会長が定める。

附 則 この規約は昭和58年4月1日から施行する。  
従前の規約は、この改正規約の実施と同時に廃止する。

附 則 この規約は昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規約は昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成3年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成9年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成24年5月1日から施行する。

附 則 この規約は令和元年5月25日から施行する。

附 則 この規約は令和2年5月24日から施行する。

附 則 この規約は令和3年3月6日から施行する。

附 則 この規約は令和5年3月3日から施行する。

附 則 この規約は令和7年3月8日から施行する。

附 則 この規約は令和8年3月7日から施行する。